# 報告事項 4

損害賠償の額の決定及び和解について

このことについて、別紙資料に基づき報告します。

平成30年12月26日

財務施設課

## 損害賠償の額の決定及び和解について

#### 1 事故の概要

平成30年7月29日(日)午前0時から2時の間(推定)、愛知県立時習館高等学校敷地内の樹木が台風による強風で倒れ、相手方マンション駐車場のフェンスを破損した。

### 2 相 手 方

バンベール学園通管理組合 理事長 大住 敦

#### 3 相手方の損害

- (1)破損個所及び状況 マンション駐車場フェンスの損傷
- (2)損害額
  1,414,800円

### 4 賠償の手続

賠償責任等審査会の審査結果を踏まえ、地方自治法の規定に基づき、知事の 専決処分により損害賠償の額を決定し、相手方へ速やかに賠償金の支払手続 きを行い、和解した。

また、同法の規定に基づき、平成30年12月定例県議会において報告した。

#### (参考) 賠償責任等審査会 審査結果

本件事故については、当方に賠償責任があり、損害賠償金として 相手方に1,414,800円を支払うことを適当と認める。

#### 5 和解の内容

県は相手方に賠償金1,414,800円を支払った。